

公益財団法人名古屋市文化振興事業団情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人名古屋市文化振興事業団（以下「事業団」という。）における適切な情報の保護及び管理のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 事業団の役員、職員、嘱託職員及び臨時職員をいう。
- (2) 事業団の保有する情報 職員等が職務上作成し、又は取得した情報であって、職員等又は事業団が保有するすべての情報をいう。
- (3) 文書等 事業団の保有する情報のうち、職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、事業団の職員等が組織的に用いるものとして、事業団が管理しているものをいう。
- (4) 電子情報 事業団の保有する情報のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 情報システム 電子計算機により継続的に情報を処理する仕組み（ネットワーク上のものを含む。）をいう。
- (6) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (7) 受託事業者等 事業団から事務の処理（各種補助業務等を含む。以下同じ。）を受託した事業者（法人その他の団体及び事業を営む個人をいい、事業団が認めた再委託を受けた者を含む。以下同じ。）及び事業団と共同で事業を行う事業者をいう。

(個人情報の取扱い)

第3条 個人情報に関しては、別に定めるところにより取り扱うものとする。

(事業団の責務)

第 4条 事業団は、事業団の保有する情報を保護及び管理するに当たっては、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう努めるものとする。

(保護管理体制)

第 5条 理事長は、事業団の保有する情報の保護及び管理に関する方針を決定するため名古屋市文化振興事業団情報保護委員会を設置する。

(文書等の管理)

第 6条 事業団は、事業団の保有する文書等を適正に管理するものとする。

(情報の取扱いの基本原則)

第 7条 事業団は、事業団の保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するとき（以下「情報を取り扱うとき」という。）には適切な保護対策を講ずるものとする。

2 職員等は、事業団の保有する情報を取り扱うときには、漏えい、滅失又はき損されないよう、この規程等を遵守するものとする。

(情報活用能力の向上)

第 8条 事業団は、職員等の情報活用能力の向上に努めるものとする。

(職員等の責務)

第 9条 職員等は、事業団の保有する情報を取り扱うときは、この規程及び法令等を遵守しなければならない。

2 職員等は、事業団の保有する情報（職務上知ることができた秘密に限る。第 4項において同じ。）を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 職員等は、その職務目的以外で事業団の保有する情報を閲覧又は利用してはならない。

4 職員等は、事業団の保有する情報又は事業団の保有する情報が記録された文書その他のものを、職務遂行上必要な場合を除き、外部へ送信等し、又は持ち出してはならない。

5 職員等は、自ら情報活用能力の向上に努めなければならない。

(事務処理の委託に伴う措置)

第10条 事業団は、受託事業者等に事務の処理を委託（事業者と共同で事業を行うことを含む。以下同じ。）するときは、事業団の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業団は、受託事業者等に事務の処理を委託するときは、当該委託に係る契約書（協定書、請書その他これらに類するものを含む。）に、次の各号に掲げる事項を規定するものとする。

(1) 受託事業者等又は第1項の事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が当該事務の処理に関して知り得た事業団から取得した情報及び委託の趣旨に基づき事業団以外から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき事業団に提供される予定のものに限る。次条においても同じ。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使用してはならない旨

(2) その他理事長が定める事項
(受託事業者等の責務)

第11条 受託事業者等は、事業団の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託事業者等又は前条第1項の事務の処理に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務の処理に関して知り得た事業団から取得した情報及び委託の趣旨に基づき事業団以外から取得した情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使用してはならない。

3 事業団から事務の処理を受託した事業者は、当該事務の処理を下請事業者に再委託するときは、当該下請事業者に、事業団の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

(電子情報の保護対策)

第12条 事業団は、事業団の保有する電子情報の保護及び管理を適切に実施する必要があることに鑑み、電子情報の特性に応じた人的情報保護対策、物理的情報保護対策及び技術的情報保護対策を適切に講ずるものとする。

(人的情報保護対策)

第13条 事業団は、職員等が第9条に規定する責務を果たすよう、必要な指導に努める等、人的情報保護対策を的確に実施するものとする。

2 事業団は、職員等に対して、電子情報の保護及び管理に関する研修を実施するものとする。

(物理的情報保護対策)

第14条 事業団は、電子計算機、通信機器、通信回線、記録媒体等（以下「電子計算機等」という。）に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(技術的情報保護対策の基本原則)

第15条 事業団は、情報システムの開発及びネットワークの構築並びに保守及び運用を行うに当たっては、取り扱う電子情報について、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(外部接続)

第16条 事業団は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさない場合を除き、ネットワークを外部ネットワークと接続しないものとする。

2 事業団は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさない場合を除き、電子計算機を、外部ネットワークと接続しないものとする。

(識別認証符号)

第17条 事業団は、取り扱う電子情報の種類に応じ、電子情報の閲覧又は利用を適切に制限するため、電子情報を利用等する者及びその権限を識別するための符号並びに本人を認証するための符号を用いるものとする。

(コンピュータウイルス対策)

第18条 事業団は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等へのコンピュータウイルス（コンピュータウイルス対策基準（平成 7年通商産業省告示第 429号）に規定するコンピュータウイルスをいう。）その他の不正なソフトウェア（コンピュータ不正アクセス対策基準（平成 8年通商産業省告示第 362号）に規定するソフトウェアをいう。）の侵入及び感染を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(不正アクセス対策)

第19条 事業団は、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

（緊急事態対応計画）

第20条 事業団は、緊急事態対応計画を策定するものとする。

（ネットワークの切断）

第21条 事業団は、所管するネットワークに接続する外部ネットワークに緊急の事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、緊急事態対応計画に基づき、速やかに、外部ネットワークから所管するネットワークを切断するものとする。

（自己点検）

第22条 事業団は、組織における情報の保護及び管理の状況を、自ら点検するものとする。

2 事業団は、前項の点検の結果により、必要な改善措置を講ずるものとする。

（システム監査）

第23条 事業団は、必要に応じて、電子情報の保護及び管理の状況について、システム監査（電子情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者に行わせる監査をいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 事業団は、前項のシステム監査の結果により、必要な改善措置を講ずるものとする。

（専門家からの意見聴取）

第24条 事業団は、必要に応じて、情報の保護及び管理に関し優れた識見を有する者から、事業団の保有する情報の保護及び管理の状況に関し意見を聴取するものとする。

2 事業団は、前項の意見により、必要な改善措置を講ずるものとする。

（委任）

第25条 この規定に定めるもののほか、事業団の保有する情報の保護及び管理に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。